

デマンド交通導入について

令和6年3月28日（木曜日）

精華町地域公共交通会議

デマンド交通導入の経過

- ・市内での整理や地域住民とのワークショップを踏まえて、令和5年3月31日開催の第17回精華町地域公共交通会議において、精華くるりんバスの総括を行いました。
- ・令和5年4月12日の町議会総務事業常任委員会においても、総括結果についての行政報告を行いました。

精華町コミュニティバス「精華くるりんバス」

総括結果報告書

令和5年3月

精華町

4 総括

くるりんバスは、各地域コミュニティを結ぶ交通手段として、長らく多くの方の移動を実現してきたという点で、一定の成果がありました。

一方で、交通手段を提供出来ていない地域が存在するという根本的課題に加え、今後の高齢化の進行も見据える中、より効率的で効果的な交通手段を提供できるよう、取組みを行うべき時期に来ています。

今後、本町においても高齢化が進行すると予測される中、高齢になり自家用車の運転が困難になることで外出機会が減少し、健康で日々の楽しみのある生活が送られなくなる住民が増えてしまうことが考えられます。そのような将来を見据え、公共交通を利用しやすい形に変えていくことで、町全体の活力を維持していくことが必要です。

今回の検討では、北部ルートエリアにおいてデマンド交通を導入するという結論に至りました。

しかしながら、これは将来までを含めた運用を確定するものではありません。

今回検討の結果得られた地域コミュニティ交通としての目的のもと、持続的に運行を続けることができるよう、継続的な見直しを実施することを前提として考えています。

見直しに関し、デマンド交通の導入には、新たな運行方式に対する利用者の理解と利用方法の浸透が必要であることから、行政機関で一般的な単年度での検討は適さないものと考えており、3～5年程度の複数年度をかけてその実績を分析し、デマンド交通導入エリアの拡大又は縮小を図るなどのPDCAサイクルを回していくこととします。

図10 今後の検討サイクル（PDCAサイクル）のイメージ



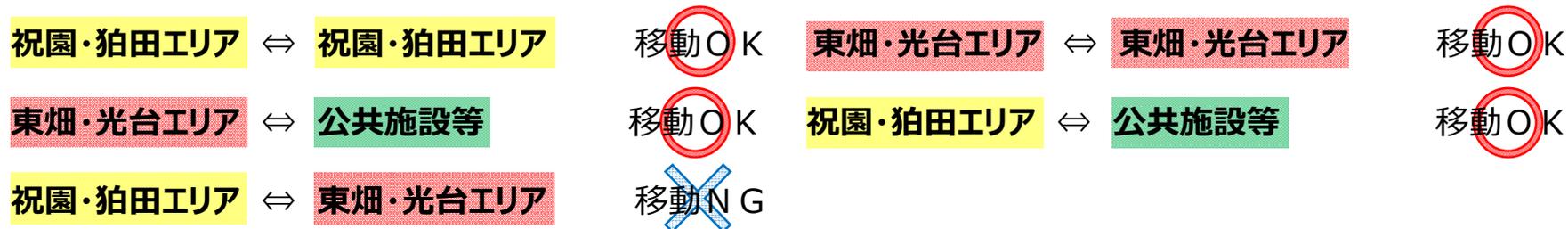
精華町デマンド交通の運行想定（案）について

運行日	年未年始（12/29～1/3）を除いて年中無休 ※精華くるりんバスと同じ運行スケジュール
運行時間	午前8時から午後5時まで ※精華くるりんバスと同じ時間帯を想定
運行車両	ジャンボタクシー（10人乗り） ※運行事業者所有車両の使用を想定
運行予約	専用アプリまたは電話による予約制
運賃	200～400円の範囲で検討中 ※割引制度についても検討中（ex.障がい者割引、複数人予約割引、定期券）
乗降ポイント	（公共施設等） 精華町役場、かしのき苑、むくのきセンター、保健センター （鉄道駅） 祝園駅西口、祝園駅東口、狛田駅東口 （各地区集会所） 北ノ堂集会所、馬淵集会所、菅井集会所、東集会所、西北集会所、 舟集会所、滝ノ鼻集会所、菱田集会所、下狛会館、僧坊集会所、 里集会所、北稻八間集会所、旭集会所、中久保田集会所、谷集会所、 東畑集会所 （その他候補） 精華西中学校前、光台地区商業施設内、学研都市病院

精華町デマンド交通の運行想定（案）について

くるりんバスの総括で整理した『民間交通機関を補完し、町内の各地域（コミュニティー）と公共施設・公益的施設を結び、地域住民のための交通機関』という運行目的を踏まえ、前述の乗降ポイントを3つのグループ（祝園・狛田エリア、東畑・光台エリア、公共施設等）に分け、同じエリア内及び公共施設等への移動を可能にします。

（例）



祝園・狛田エリア	北ノ堂集会所、馬淵集会所、菅井集会所、東集会所、西北集会所、舟集会所、滝ノ鼻集会所、菱田集会所、下狛会館、僧坊集会所、里集会所、北稻八間集会所、旭集会所、中久保田集会所、谷集会所、祝園駅東口、狛田駅東口
東畑・光台エリア	東畑集会所（+ 1箇所？）、精華西中学校前、光台地区商業施設内
公共施設等	（公共施設等） 精華町役場、かしのき苑、むくのきセンター、保健センター、学研都市病院 （広域交通結節点） 祝園駅西口（祝園駅前一般車乗降場）

精華町デマンド交通 運行想定図



R6.3.28 第18回精華町地域公共交通会議

精華町デマンド交通導入に向けた想定スケジュールについて

令和6年度当初に運行事業者を公募により決定します。令和6年度下半期からの運行開始に向けて、車両整備や乗降ポイントの準備、その他申請手続き等を行う予定です。

運行期間は令和8年度末までの約3か年を想定しており、その実績を分析し、今後のデマンド交通の方向性を検討します。



R6.3.28 第18回精華町地域公共交通会議

精華町デマンド交通導入に係る予算措置について

令和6年度精華町一般会計予算書 抜粋 (単位:千円)

①歳出明細

地域公共交通促進事業(都市整備課)	46,586
7節 報償費	
1 報償金	171
地域公共交通会議委員等報償費	(171)
8節 旅費	
1 費用弁償	15
12節 委託料	
98 その他業務委託料	46,400
コミュニティバス運行委託	(32,700)
デマンド交通運行委託	(13,000)
公共交通検討委託	(700)

②債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域公共交通促進事業	自 令和6年度 至 令和8年度	45,600

・令和6年度当初予算において、デマンド交通運行委託料として13,000千円を計上。また、地域公共促進事業全体では、46,586千円（前年度比+11,153千円）の計上を提案しています。

・令和8年度までの債務負担行為として45,600千円（内訳：令和7・8年度で各22,800千円）の設定を提案しています。これにより、年度を越えて令和6年度から令和8年度までの長期契約が可能となります。

・ただし、デマンド交通の運行費用として十分な額とは言えないことから、引き続き、運行条件（=発注条件）の精査を行うとともに、補助金等の財源確保にも努めることとします。

R6.3.28 第18回精華町地域公共交通会議